

札幌市アセットライト経営研究会について

1.背景

○政令指定都市移行期に整備した 市有施設の更新時期が到来

○このため

- ・設置意義の希薄化・利用減による見直しをした上で現施設の維持・整備の必要性
 - ・新たに生じた行政需要のための施設の維持・整備の必要性
- について、検討を進める必要がある。

2.目的

持続可能な自治体経営のため、「アセットライト戦略」の採用を目指す。

○厳しい財政状況下で、必要な行政サービスを提供するための資源(施設・財産)を維持・整備するための手法を検討

○具体的には

- ・ **民間資金を活用した新たな資金調達のスキーム**
- ・ **民間手法を活用した施設・財産の維持・整備等のスキーム**

○有識者・実務者から専門的な考え方や実例をヒアリングし、札幌市における実現可能性について研究・検討

3.主要な研究テーマ

地方公共団体における実現可能性を研究

① 不動産の流動化・証券化

② セール・アンド・リースバック

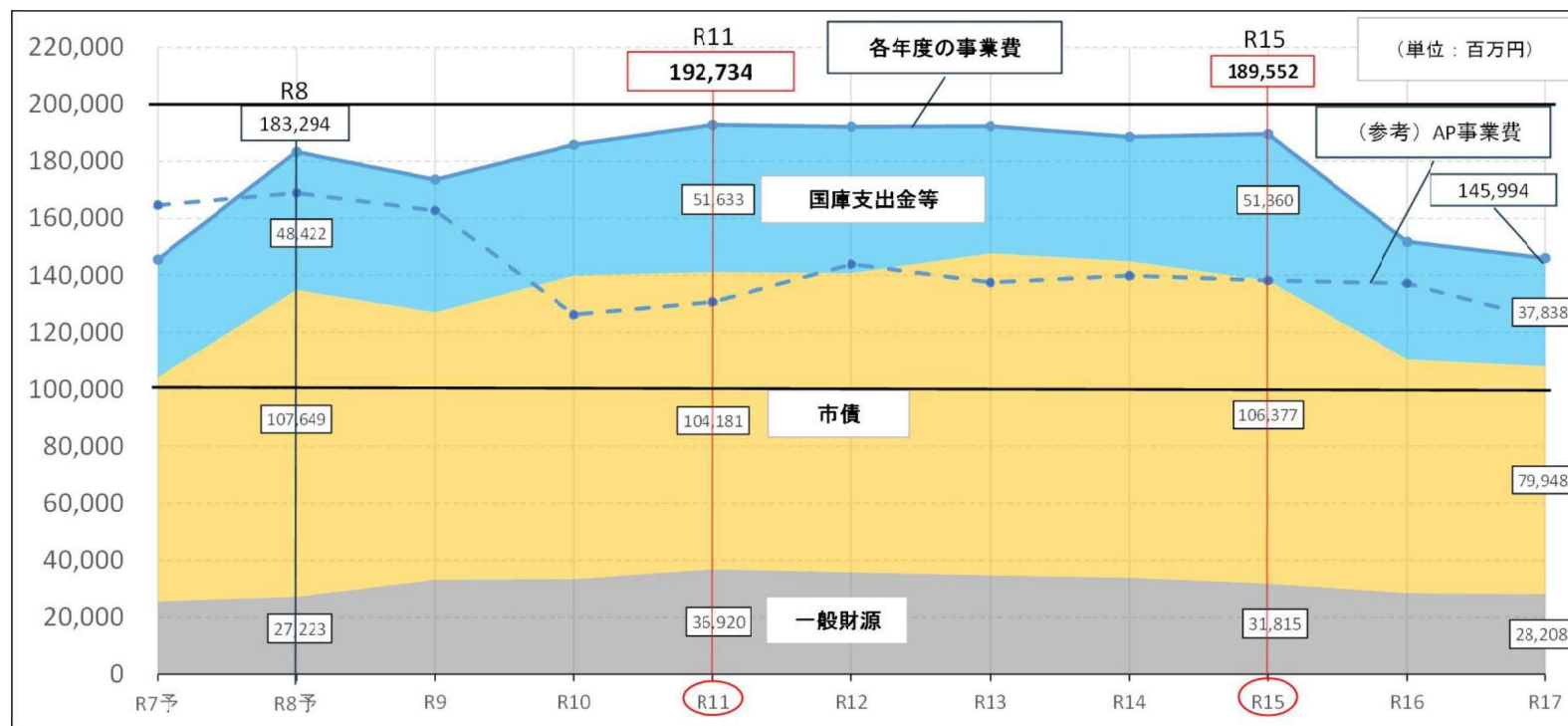
その他、資産、民間資金・民間手法の活用について、随時研究テーマの候補とすることも検討

建設事業の見通し

参考資料

○令和8年度以降の建設事業と財源の推移

※R7予、8予は前年度補正予算前倒し計上分を含む。



- 建設事業を実施した場合の各年度の建設事業費とその財源内訳を推計したものです。
- 政令指定都市移行後に重点的に整備した公共施設の更新需要が本格化していることなどから、令和8年度以降、令和11年度をピークに事業費が増加し、令和15年度まで高止まりの状況が続く見込みです。
- 各年度の事業費（実線）とAPの推計値（点線）を比較すると、物価や人件費単価の上昇による工事単価の上昇のほか、計画策定時に具体化していなかった事業の実施を見込んだことにより、建設事業費が増加しています。

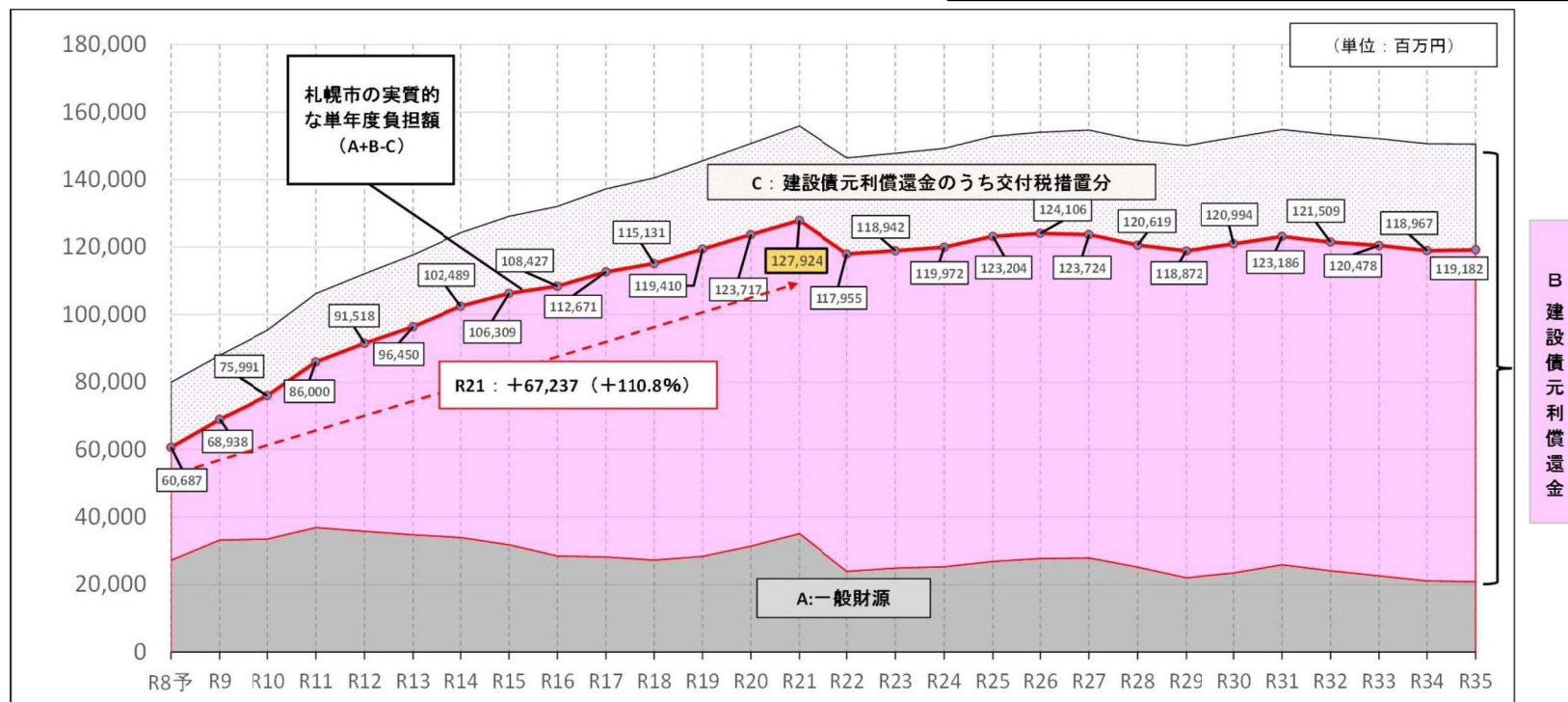
※出展「札幌市の今後の財政運営について（今後10年間の財政推計）P.10」

建設事業費における一般財源の推移

参考資料

○札幌市の実質的な各年度の負担額

建設事業が今後の公債費に与える影響を加味して、各年度の公債費も含めた実質的な負担額を推計しました。



- 建設事業の実施には市債を発行しますが、その償還金の一部が地方交付税で措置されます。
- 札幌市が実質的に負担する費用は、各年度の一般財源(A)と、建設債元利償還金(B)から交付税措置分(C)を除いた額です。
- 事業費の増に伴って市債の発行額・償還額が膨らみ、その影響は長く続きます（市債は30年間かけて償還するため）。令和21年度に1,279億円（令和8年度と比べ+110.8%）でピークを迎え、その後も同程度の負担が継続します。

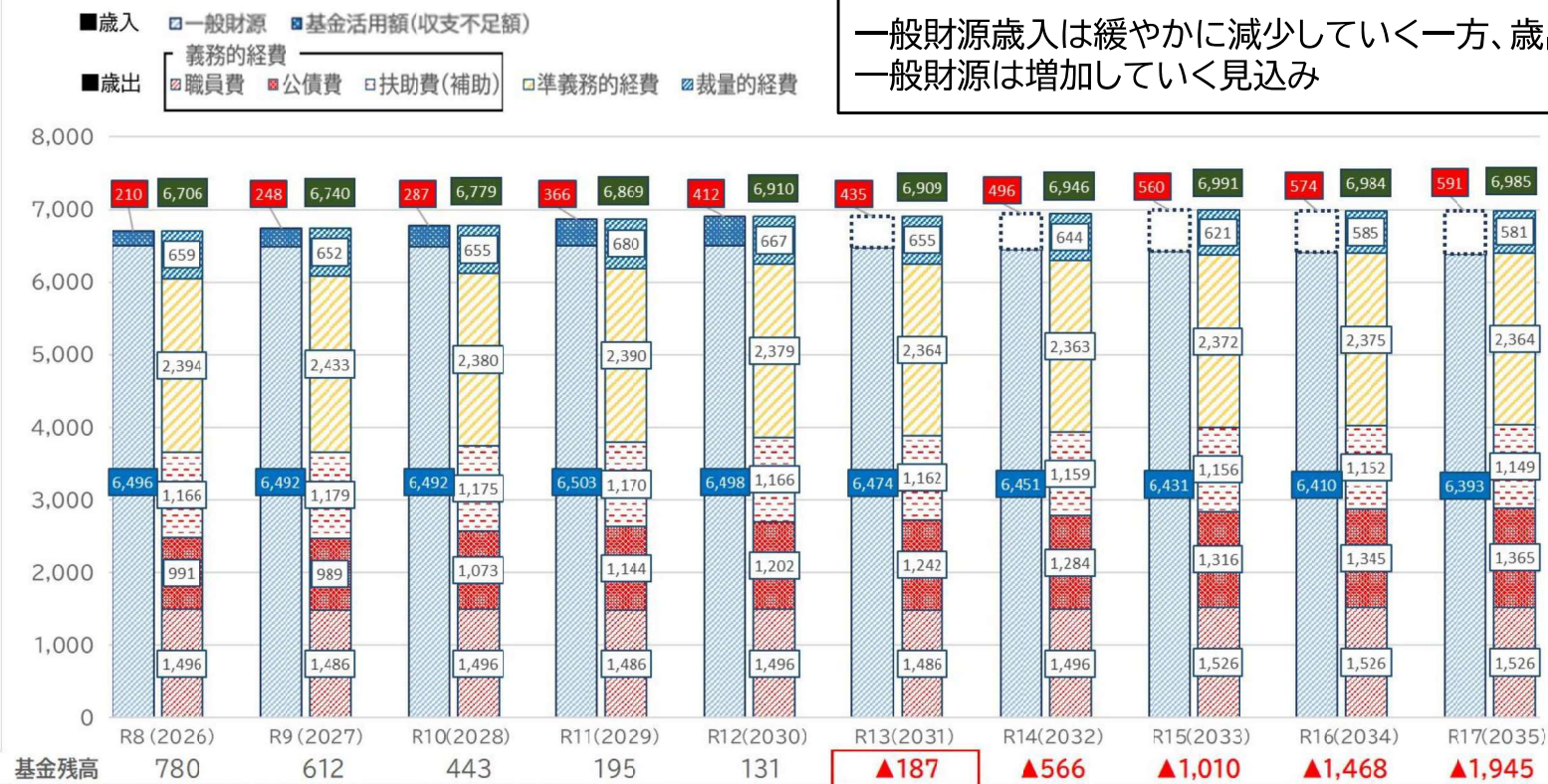
※出展「札幌市の今後の財政運営について(今後10年間の財政推計)P.11」

一般財源の推計

参考資料

令和17年度(10年間)までの一般財源における推計を実施しました。

一般財源歳入は緩やかに減少していく一方、歳出に必要な一般財源は増加していく見込み



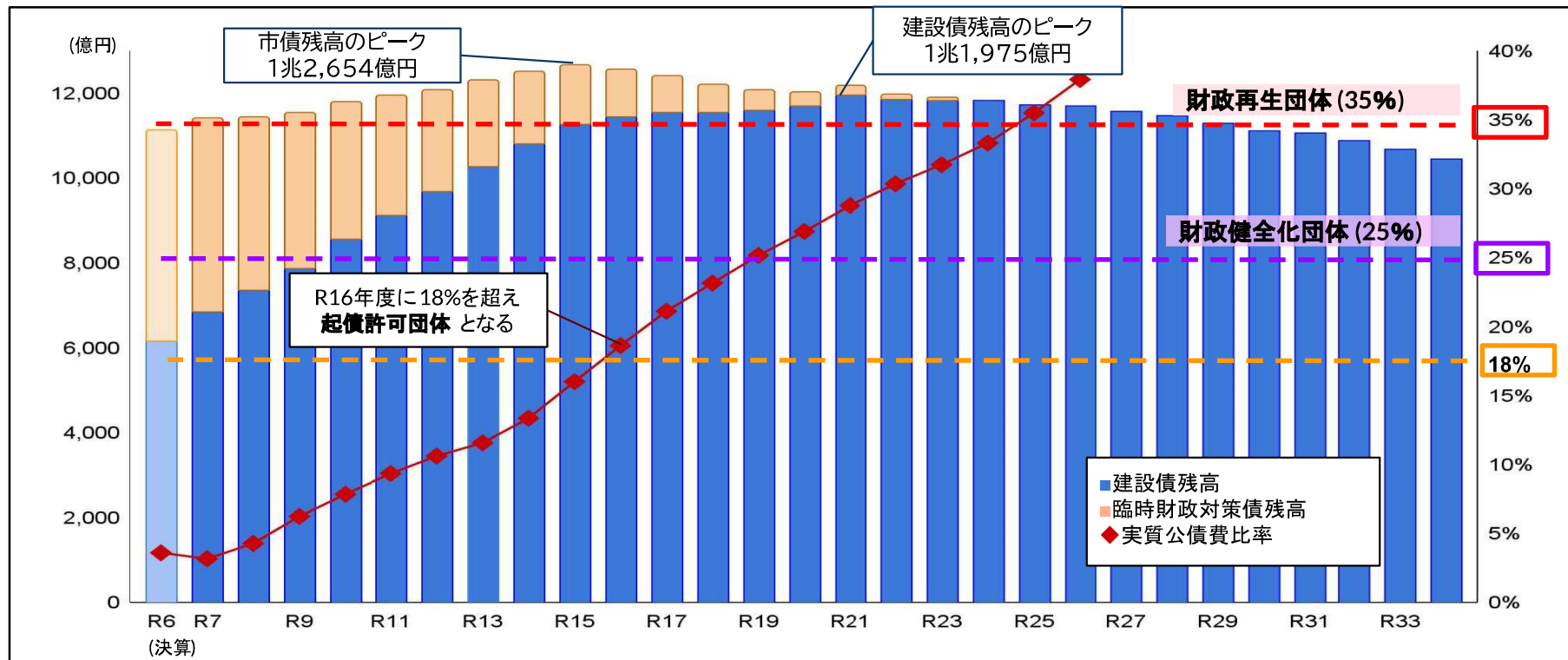
➤ この結果、令和13年度(5年後)には、活用可能基金残高が枯渇する見込みです。

※活用可能基金残高＝財政調整基金、まちづくり推進基金(現金分)、土地開発基金(現金分)の合計

市債残高と実質公債費比率の推移

参考資料

- 自治体の財政の健全性を示す指標である健全化判断比率のうち実質公債費比率について、公債費の増加による影響を推計しました。
- 一般会計市債残高（建設債＋臨時財債）のピークは、令和15年度に1兆2,654億円となる見込みで、建設債残高のピークは、令和21年度に1兆1,975億円となる見込みです。
- 財政状況の改善に向けた対策を行わなければ、実質公債費比率が急速に悪化し、令和16年度には18%を超え、市債の発行が許可制となる**起債許可団体**に、令和19年度には25%を超え、財政健全化計画の策定が義務付けられる**財政健全化団体**に、令和25年度には35%を超え、国の指導の下、財政再生計画に基づき厳しくサービス水準などを見直さなければならない**財政再生団体**となる可能性があります。



※令和13年度に財政調整基金等が枯渇するため、その後は将来の市債の償還に備えて積み立てている減債基金を収支不足に充てた場合の試算